

愛玩動物看護師に対する行政処分に関する基本的な考え方

令和 5 年 3 月 30 日
農林水産省消費・安全局長
環境省自然環境局長

1 はじめに

- (1) 愛玩動物看護師（愛玩動物看護師法（令和元年法律第 50 号）第 2 条第 2 項に規定する愛玩動物看護師をいう。以下同じ。）は、農林水産大臣及び環境大臣の免許を受けて、愛玩動物看護師の名称を用いて、診療の補助（同法第 2 条第 2 項に規定する診療の補助をいう。以下同じ。）及び疾病にかかり、又は負傷した愛玩動物の世話その他の愛玩動物の看護並びに愛玩動物を飼養する者その他の者に対する愛護及び適正な飼養に係る助言その他の支援を業としている。
- (2) 愛玩動物看護師に対する行政処分については、愛玩動物看護師法第 9 条第 1 項に規定されており、愛玩動物看護師が罰金刑以上の刑に処せられるなどの欠格要件に該当するときには、農林水産大臣及び環境大臣は、その免許を取り消し、又は期間を定めて愛玩動物看護師の名称の使用の停止を命ずることとなる。
- (3) 農林水産大臣及び環境大臣は、愛玩動物看護師の行政処分に当たっては、当該愛玩動物看護師に行政手続法（平成 5 年法律第 88 号）に基づく弁明の機会等を与え、及び証拠等を提出させることにより、公平な立場から事情を参酌し、公正な処分が行われるよう配慮する必要がある。処分の検討に当たっては、獣医事審議会免許部会・中央環境審議会動物愛護部会愛玩動物看護師小委員会（合同会合）の意見も参考とする。

また、行政処分の程度は、①その事案の重大性、②愛玩動物看護師に求められる職業倫理、③愛玩動物看護師の業務に関連して国民や社会に与える影響等に応じて判断されるべきである。

更に、愛玩動物看護師の独占業務である「診療の補助」については、獣医師法（昭和 24 年法律第 186 号）第 17 条に規定する診療の一部であり、その業務は獣医師との緊密な連携の下に行われるものであることから、愛玩動物看護師に対する行政処分に関する判断の基準は、原則、「獣医師に対する行政処分に関する基本的な考え方」（平成 27 年 10 月 30 日付獣医事審議会免許

部会)と同等とすべきである。

- (4) このため、農林水産大臣及び環境大臣が行政処分を決定するに当たっては、以下に示す「行政処分に関する基本的な考え方」に基づいて検討する。なお、この「愛玩動物看護師に対する行政処分に関する基本的な考え方」は、関係者に広く周知していくとともに、愛玩動物看護師の業務に対する国民や社会の信頼を確保するため、愛玩動物の看護を巡る社会情勢の変化等に応じ、必要に応じて見直す。

2. 行政処分に関する基本的な考え方

- (1) 愛玩動物看護師に対する行政処分は、公正に行われなければならない、処分の対象となった行為の事実等を正確に把握した上で判断する必要がある。そのため、農林水産省及び環境省においては、司法による判決の内容、裁判で明らかになった事実、当該愛玩動物看護師の弁明、提出される証拠等に基づき、事案ごとの事情を参酌しつつ、検討を行う。
- (2) 行政処分の程度については、事案の重大性として、司法による判決の内容を基礎とするが、愛玩動物看護師が業務を行うに当たって遵守すべき法律に係る違反行為、又は愛玩動物看護師の立場若しくは知識を利用した違反行為の場合は、より厳しい処分の対象とする。その上で、愛玩動物看護師の業務に関連して国民や社会に与える影響等も勘案して行政処分の程度を決定する。

3. 事案別の具体的な考え方

- (1) 愛玩動物看護師が罰金以上の刑に処せられた事案
- ア 愛玩動物看護師が業務を行うに当たって遵守すべき法律に係る違反行為(愛玩動物看護師法、獣医師法、獣医療法、動物の愛護及び管理に関する法律等に係る違反行為)
- 行政処分の程度は、基本的には司法による判決の内容等を参考に決定するが、愛玩動物看護師自らが当然に果たすべき法律上の義務を怠り、人や動物の健康を危険にさらす行為については、より重い処分とする。
- なお、愛玩動物看護師の「診療の補助」の業務は、獣医師の指示の下で行わ

れるものであることから、診療施設の管理体制、獣医師による注意義務の程度等の事項も考慮して、処分の程度を判断する。

イ 愛玩動物看護師の業務に直接には関係しないが、罰金以上の刑に処せられた事案

（刑法（殺人、傷害、窃盗、詐欺等）、覚せい剤取締法、所得税法、自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律、道路交通法等に係る違反行為）

行政処分の程度は、基本的には司法による判決の内容等を参考に決定するが、愛玩動物看護師の立場や知識を利用した事案については、より重い処分とする。

（２）愛玩動物看護師の業務に関し重大な不正行為等があった事案

（愛玩動物看護師に課せられた社会的責務に対する国民の信頼を失墜させるような行為であると客観的に認定できる事案）

行政処分の対象とするか否か、また、行政処分の程度については、裁判で明らかになった事実等を参考に決定する。